

高松市監査委員告示第15号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年4月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H28	H29.3.31	第8号	意見【重点】	インターンシップ制度の活性化について	P7	総務局	人事課	R8.3.17
2				意見【重点】	インターンシップ制度における瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域内の連携について	P8			
3	H30	H31.2.28	第1号	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について（ごみ再資源化事業）	P16	環境局	ゼロカーボンシティ推進課	R8.3.31
4				意見【重点】	文化センターの財産管理について	P28	市民局	香川総合センター	R8.3.27
5	R3	R4.2.28	第3号	指摘	新校舎建設に伴う備品購入について	P15	教育局	高松第一高等学校	R8.3.24
6				意見【重点】	研修集会施設等に係る適正な受益者負担について	P6	創造都市推進局	農林水産課	R8.3.11
7	R5	R6.2.29	第5号	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P12	教育局	高松第一高等学校	R8.3.24
8	R6	R6.7.1	第17号	指摘	製造請負契約に係る適正な履行確認について	P10	環境局	ゼロカーボンシティ推進課	R8.3.31
9	R7	R8.2.27	第6号	意見【重点】	郵便切手類の管理について	P5	教育局	生涯学習課、中央図書館、総合教育センター	R8.3.18

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成28年度、30年度、令和3年度及び7年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成28年度、30年度、令和3年度及び7年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点に留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

(3) 行財政改革計画の検証について

第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）は、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）の着実な推進をポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている。

平成29年度において、行財政改革計画に登載された実施工程（目標値）について、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施し、進捗状況に遅れが認められた監査対象局に対しては、監査委員の意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査計画であることから、30年度においても、引き続き、行財政改革計画に登載された事務事業について、その実績や効果を検証する。

2 令和3年度の重点取組事項

受益者負担の適正化について

市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要があり、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を、より一層進める必要がある。

そこで、利用者の負担額、減免等の基準が合理的で明確であるか、徴収は適正に行われているかなど、受益者負担の適正化の観点から監査を実施する。

2 令和7年度の重点取組事項

(2) 郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならず、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、令和6年10月1日から郵便料金に変更されたことに伴い、差額分の郵便切手を追加購入する必要があるものとする。

そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／総務局		
告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	インターンシップ制度の活性化について		
意見の内容	<p>実習内容に、企画・提案体験等のインターンシップ実習生が主体的に取り組むことのできる内容を盛り込むほか、成果報告会を開催するなど、インターンシップ制度の活性化に向けた方策を検討されたい。</p> <p>併せて、事務補助の範囲や実習に盛り込むべき内容等を規定した、実習内容に係る共通した基準の策定を検討されたい。</p>		
公表文該当 ページ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月17日
所管課等	総務局 人事課
措置結果	<p>本件意見については、令和5年度から、実習の導入部分となる開講式において、グループワークを通じて市の業務内容について理解を深め、実習生が主体的に取り組めるよう、実習内容を変更したほか、閉講式において、実習の振り返り及び成果を発表する場を設けるなど、インターンシップ制度の活性化に向けた、実習プログラムの見直しを行った。</p> <p>また、実習対象となる職種が、事務職や医療技術職など多岐にわたっていることから、事務補助の範囲や実習に盛り込むべき内容等を規定した実習内容に係る共通基準の策定は困難であるが、人事課から実習所管課に対し、学生が主体的に学び、成長できるような実習内容とするよう依頼しているほか、7年度実習においては、参加学生に対し、実習内容の希望についてのアンケートを実施し、実習に盛り込むべき内容を精査した上で、8年度実習を行うこととしている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／総務局		
告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	インターンシップ制度における瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域内の連携について		
意見の内容	インターンシップ実習生が、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成する複数の市町で実習に参加できる仕組みを構築するなど、同圏域内でのインターンシップ制度の連携について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月17日
所管課等	総務局 人事課
措置結果	<p>本件意見については、令和7年11月に、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成する3市5町（高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町）において、8年度の新規事業として、職員採用やインターンシップ等に関する合同採用説明会の開催を検討した結果、圏域内の自治体における採用者数が異なることや、インターンシップによる学生の受入態勢面を含め、事務負担の増加が懸念され、合同開催による効果が見込まれない自治体もあることから、実施には至らなかったが、各自治体における深刻な人材不足が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、インターンシップ制度を含め、圏域内の自治体における職員採用活動に係る情報交換等について、連携を図ることとしている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（ごみ再資源化事業）		
意見の内容	平成29年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。		
公表文該当 ページ	P16		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月31日
所管課等	環境局 ゼロカーボンシティ推進課
措置結果	<p>本件意見に係るごみ再資源化事業については、第7次高松市行財政改革計画期間内である平成31年度においても、ごみ分別アプリを配信し、資源化に向けた適切な分別の徹底を促すなど、資源化量増加に努めてきたが、ペットボトル等の容器の軽量化や、ペーパーレス化の拡大、スーパーマーケットなどでの資源物の店頭回収の増加といった社会状況の影響を受け、家庭における資源物の排出量減少に伴い資源化量が減少したほか、高松市総合計画や高松市環境基本計画においても施策の1つとして取り組むこととしており、それらの計画で進捗管理を継続していたことから、令和2年度を始期とする第8次高松市行財政改革計画には登載しないこととした。</p> <p>なお、資源化量が減少している現状においては、ごみ再資源化事業における「1人1日当たりの資源化量」は成果指標として適当でないことから、6年度を始期とする第7次高松市総合計画及び高松市環境基本計画から同指標は削除している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	文化センターの財産管理について		
意見の内容	譲渡施設の特定や譲渡に向けた地元との協議については「高松市市有施設の譲渡に関する基本方針」が策定された後になるため、早期に同基本方針の策定ができるように関係部局と協議を進めるとともに、施設の維持管理費等の費用負担や施設管理に関する地元負担についても、施設の譲渡協議と合わせて検討されたい。		
公表文該当 ページ	P28		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月27日
所管課等	市民局 香川総合センター
措置結果	<p>本件意見については、財産管理担当部署において高松市市有施設の譲渡に関する基本方針を策定後に、譲渡に向けた地元協議を行う予定であったが、同基本方針の策定に当たっては、譲渡可能施設の見込数の把握が必要なことから、地元協議を先行して実施した後に同基本方針を策定することに変更した。</p> <p>このようなことから、平成31年3月から令和7年11月までの間に実施した、川東、大野、浅野の各コミュニティ協議会との意見交換会等において、高松市公共施設再編整備計画に基づき、香川総合センター所管の文化センター13施設に係る地元譲渡や廃止についての説明を行ったが、地元からの受入れ希望はなく、同基本方針の策定には至らなかった。</p> <p>また、受益者負担の観点から、施設の維持管理に係る費用負担や施設管理に関する地元負担についても説明を行ったが、当分の間は、公費による必要最低限度の修繕を行った上で継続使用することを希望していることから、局内で検討した結果、現時点での地元譲渡や廃止及び施設の維持管理費等の地元負担は困難であり、当該センターの維持管理については、現行どおりとすることとした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和4年2月28日
区分	指 摘		
指摘の項目	新校舎建設に伴う備品購入について		
指摘の内容	<p>契約手続については、公平性・透明性・経済性確保の観点から、十分な説明責任を果たせるよう検討した上で、実施されたい。</p> <p>また、今回の備品購入に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受けたことは、一定程度理解できるものの、今後においては、本市の契約手続の原則に立ち返り、購入品目の類似性及び予定価格を勘案して事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ページ	P15		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	<p>本件指摘事項に係る備品購入契約については、令和6年1月に、購入品目の類似性及び予定価格を勘案した上で契約方法を決定しており、高松市契約規則に基づき、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和4年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	研修集会施設等に係る適正な受益者負担について		
意見の内容	<p>地域に密着した集会所等については、将来的な施設修繕費などの負担が大きくなることが想定されることから、地元住民と協議を進めた上で、地元へ譲渡するなど、施設の在り方を検討されたい。</p> <p>また、利用者の多い施設については、維持管理経費等が増大することも勘案し、施設利用者に対して、利用価値に見合った使用料の負担を求めるなど、受益者負担の適正化が図られるよう、減免基準を見直すことを検討されたい。</p>		
公表文該当ページ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月11日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見に係る研修集会施設等の在り方については、令和6年11月から7年9月までの間、地元住民と協議し、局内で検討を行った結果、地元への譲渡及び大規模修繕は行わず、耐用年数が経過し、著しく老朽化した施設については、原則、廃止することとした。</p> <p>また、利用者の多い研修集会施設については、8年4月から、アマチュアスポーツ利用の場合には、使用料を徴収するよう見直すこととし、利用価値に見合った受益者負担となるよう、研修集会施設等の貸館基準及び使用料等の内規を改正した。</p> <p>なお、高松市生活改善センター、高松市塩江町多目的研修集会施設、高松市香川町多目的研修集会施設及び高松市香南町西庄集会所については、施設の老朽化に伴い廃止したため、減免基準の見直し対象から除外した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	令和6年2月29日
区分	指 摘		
指摘の項目	契約に係る適正な事務処理について		
指摘の内容	契約事務については、関係法令等を十分に理解した上で、適正に執行するとともに、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、根本的な原因を究明し、実効性のある再発防止策を講じられたい。		
公表文該当 ページ	P12		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月24日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	本件指摘事項の契約に係る事務処理については、監査結果報告を受けて以降、安易に随意契約することのないよう、令和8年3月に、所属内において契約制度についての研修を実施するとともに、公正性、競争性、透明性が確保されるよう、管理職員を含め、担当職員が、地方自治法、同法施行令、高松市契約規則等の関係法令を十分に確認した上で、適正に契約手続を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和6年7月1日
区分	指 摘		
指摘の項目	製造請負契約に係る適正な履行確認について		
指摘の内容	製造請負契約に係る履行確認については、品質、性能等が適正に確保されるよう、仕様書に明記した工程の管理や製造に係る検査等を厳格に行うとともに、適正な契約事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査及び管理体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月31日
所管課等	環境局 ゼロカーボンシティ推進課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る市指定収集袋製造請負契約については、令和7年度から、製造工程管理チェックリストを作成し、契約書の提出から納入まで、仕様書で定めた必要書類の提出状況を確認することにより、工程の管理を行うとともに、サンプル品の第三者機関検査結果の提出日についても、同チェックリストで確認し、再委託に係る承諾の決裁漏れや事前点検の漏れ、検査合格を確認する前に製造を開始することがないようにした。</p> <p>また、書類が提出される都度、提出書類に当該チェックリストを添付して課内で回覧し、進捗状況を管理職員が確認するなど、適切な審査及び管理体制を構築し、適正な契約事務処理を執行している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和7年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第6号	告示日	令和8年2月27日
区分	意見【重点】		
意見の項目	郵便切手類の管理について		
意見の内容	郵便切手類については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年3月18日
所管課等	教育局 生涯学習課、中央図書館、 総合教育センター
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、令和5年4月1日の高松市物品会計規則の一部改正により定められた受払票の様式により整理し、適切に管理を行うとともに、課内職員に対し、今後においても、郵便切手類の管理について、同規則に基づき事務処理を行うよう、朝礼、係長会及びリスクマネジメント会議で周知した。